

各所属所長 殿

公立学校共済組合鹿児島支部長  
(鹿児島県教育委員会教育長)

育児休業手当金の支給期間の延長に係る要件及び手続の見直しについて（通知）

このことについて、地方公務員等共済組合法施行規則の改正に伴い、保育所等へ入れなかったことを理由とする育児休業手当金の支給期間の延長に係る要件及び手続が見直されました。

については、下記のとおり取扱いが変更となりますので、事務手続に遺漏のないよう組合員への周知をお願いします。

#### 記

##### 1 延長に係る要件について

令和7年4月1日以降において、育児休業の対象となっている子が1歳又は1歳6か月に達する組合員（パパ・ママ育休プラスの場合は、対象となる子が1歳2か月に達するまでの組合員）が延長手続を行う場合、次の要件を満たす必要があります。

- (1) 保育所等における保育の利用を希望し、子が1歳に達する日までに申込を行い、入所が保留となっているとき
- (2) 速やかな職場復帰を図るために、保育所における保育等の利用を希望しているものと認められるとき。（次の①～③の全てを満たすこと）〈追加〉

ア 利用開始希望日を子が1歳に達する日の翌日以前の日としていること

イ 市町村に対して、入所保留扱いとなることや育児休業を延長することを積極的に希望する旨の意思表示を行っていないこと

ウ 利用希望の保育所等が、合理的な理由なく通所に片道30分以上要する保育所等の

みとなっていないこと

「合理的な理由」は以下の場合が該当

- (ア) 組合員又は配偶者の通勤途中で利用できる場所にある。もしくは、勤務先から片道30分未満の場所にある。
- (イ) 自宅から30分未満で通所できる保育所等がない場合
- (ウ) 自宅から30分未満で通所できる保育所等では、職場復帰後の勤務時間、勤務日に対応できない場合
- (エ) 子の疾病や障害により特別に配慮が必要であり、自宅から30分未満で通所できる  
保育所等がない場合
- (オ) 兄弟姉妹と同じ保育所等の利用を希望する場合
- (カ) 自宅から30分未満で通所できる保育所等が、いずれも過去3年以内に、児童への虐待等について都道府県又は市町村から行政指導等を受けていた場合

2 支給延長手続に必要な書類(次の全ての書類の提出が必要です。)

- (1) 育児休業手当金請求書（新規分・延長分・再取得分）〔整理番号20〕
- (2) 休業辞令の写し
- (3) 市町村が発行した保育所等入所保留通知書等
- (4) 育児休業手当金支給対象期間延長事由認定申告書〔整理番号20-2〕〈様式新設〉
- (5) 市町村に提出した保育所等の利用申込書の写し 〈追加〉

※ 電子申請の場合は、申込内容を出力したもの又は申込を行った画面の複写

- (6) 上記1(2)ウの(エ)から(カ)に該当する場合は、下記の書類

(添付書類の具体例)

- ・ 医師の診断書や障害者手帳の写し等 ((エ)の場合)
- ・ 兄弟姉妹の在籍証明書等 ((オ)の場合)
- ・ 当該保育所等が行政指導等を受けた事実に関する市区町村の公表資料，保育所等の公表資料等 ((カ)の場合)

### 3 留意事項

- (1) 令和7年4月1日以降に延長となる場合が対象になります。
- (2) 既に市町村への申込が済んでいる場合は，申告書の理由欄に「見直し後の要件が十分に周知される前に入園申込が始まっていたため」等を記載してください。

### 4 施行日 令和7年4月1日

|                                                   |
|---------------------------------------------------|
| 問合せ先<br>公立学校共済組合鹿児島支部<br>年金給付係<br>電話 099-286-5220 |
|---------------------------------------------------|